

三重県特定金属類取扱業の規制に関する条例（仮称）案の概要

1 目的

盗難被害に係る金属類の売買の防止、速やかな発見等を図るため、特定金属類取扱業（仮称）に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することにある。

2 規制対象

(1) 特定金属類（仮称）

古物営業法に規定する古物以外のものであって、次の各号のいずれかに掲げるものをいう。

ア 金属又はこれらの合金を専らの原料とするもの

（例）切断されたマンホール・グレーチング・電線等、多数の空き缶を圧縮した金属塊、雑多な金属類

イ 解体することにより、金属又はこれらの合金を回収することができるもの

（例）壊れて使用不能となった室外機、バッテリー等の金属製品

(2) 特定金属類取扱業（仮称）

特定金属類（仮称）を売買し、交換し、又は委託を受けて売買し、交換する営業

3 業の届出

特定金属類取扱業（仮称）を営むときは、三重県公安委員会に対し、氏名・住所等（法人の場合は代表者の氏名等）、営業所の名称・所在地等、行商の有無などを届け出る義務を規定する。

4 特定金属類取扱業者が遵守すべき義務

(1) 取引相手の確認・不正品の申告

特定金属類（仮称）を買い取るときは、身分証明書（原本）等により相手方の氏名・住所等を確認し、その写しを保存する。

特定金属類（仮称）が、盗難被害に係る特定金属類（仮称）の疑いがある場合には、直ちに警察官に申告する。

(2) 帳簿等への記録、保存等

買取りした特定金属類（仮称）の品目、数量、相手方の氏名等を帳簿等に記録し、保存する。また、帳簿等を紛失した場合は速やかに届け出る。

(3) 変更の届出、廃止の届出等

届出に係る事項に変更が生じた場合や廃業する場合は、一定期間内に届け出る。公安委員会は、引き続き6か月以上営業を休止し、現に営んでいないときは、営業を廃止したものとみなす。など。

5 品触れ・差止め

(1) 品触れ

警察本部長等は、特定金属類取扱業者（仮称）に品触れを発して通知することができ、同業者は、その通知に係る特定金属類（仮称）が持ち込まれた場合は、直ちに警察官に届出しなければならない。

(2) 差止め

警察本部長等は、買取りされた特定金属類（仮称）が盗難被害に係る金属類等であると疑うに足りる理由がある場合には、特定金属類取扱業者（仮称）に期間を定めて保管を命じることができる。

6 実効性の確保

報告徴収、立入検査、事業者への指示、営業停止命令、罰則、両罰規定その他所要の規定を設ける。

7 経過措置

特定金属類取扱業者（仮称）に該当する既存の事業者にも届出を求めることとし、必要と認められる一定の猶予期間を設ける。